

平成 15 年 7 月 23 日

全国グリーンファンド連絡会御中

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申しあげます。

平素は当社事業に対しまして格別のご理解とご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、貴会から頂きました 2003 年 5 月 12 日付け『太陽光発電設置個人世帯に対する「同意書」徴収に対する質問状』について以下のとおりご回答申し上げます。

#### 1. RPS 法に対する当社の考え方について

平成 15 年 4 月 1 日施行の「電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法」(以下 RPS 法) の目的は新エネルギーの普及促進であると認識しております。また RPS 法の仕組みには地域間の新エネルギー導入負担の公平化が図られるとともに市場メカニズムの導入によりコスト削減努力が促されるという特徴があると考えております。

一方、国の新エネルギー政策においては、RPS 法が関係する電気として利用する新エネルギーだけでなく、熱として利用する新エネルギー、クリーンエネルギー自動車などの需要側の新エネルギー導入拡大も対象となっております。当社といたしましては、この新エネルギー政策全体の趣旨を踏まえ、RPS 法を遵守し、義務達成に鋭意努力してまいります。

#### 2. 太陽発電からの余剰電力の購入に関するご質問について

当社は新エネルギー普及促進へ最大限の協力をすることを目的として、平成 4 年より、当社がお客さまに販売する電気の単価相当で購入する余剰電力購入制度を導入しております。

RPS 法施行後においても従来からの普及促進への協力という観点から、「環境価値」と一体とした余剰電力購入制度を継続しております。お客さまとの電力受給契約も、引き続き 1 年間の契約とし、お互いに異議が無ければ更に 1 カ年

自動延長となります。この購入価格は、RPS 法に定める新エネルギー等電気相当量の上限価格 11 円／kWh を大きく上回る水準であります。

当社がお客さまから購入している電気が RPS 法に定める「新エネルギー等電気の利用」として認められるには、お客さまの太陽光発電設備について国の認定を受ける必要があり、また、購入する電気を新エネルギー等電気として当社が利用することにご同意いただくことが必要となりますので、当社からお客さまにお願いしている次第であります。特に設備の認定に際しては、お客さまの事務手続きの負担を考慮し、当社が代行申請を行っております。

ご同意いただけないお客さまには、当社がお客さまから購入した電気は新エネルギー等電気として利用できないため購入価格の見直しをさせていただく場合もありますが、RPS 法施行直後ということもありますので、現在の価格にて購入を継続しながら重ねてご同意がいただけるようお願いしていきたいと考えております。

ただし、RPS 法では認定された太陽光設備で発電した電気についてお客さまが他の電気事業者と「環境価値」のみの取引が可能となっており、この場合においてお客さまから購入する電気を当社は「新エネルギー等電気の利用」として認められないことから、太陽光発電の「電気部分」を当社の削減できる火力発電所の燃料費相当と評価させていただくことになります。

当社は今後も新エネルギー発電設備からの余剰電力購入やグリーン電力基金への支援等を通じて、新エネルギーの普及促進に協力する所存であります。今後ともご理解ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬 具